

志賀原子力発電所廃止措置実施方針 変更前後比較表

変更前	変更後
<p>五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2. 廃止措置の基本方針</p> <p>(5) 廃止措置期間中の保安活動に必要な事項は、「原子炉等規制法」第43条の3の24及び「実用炉規則」第92条第3項に基づき、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて実施する。また、品質保証に必要な事項は、「原子炉等規制法」第43条の3の22第1項、「実用炉規則」第69条、<u>第70条、第71条</u>及び第92条第3項に基づき、保安規定において品質保証計画を定めて実施する。</p>	<p>五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2. 廃止措置の基本方針</p> <p>(5) 廃止措置期間中の保安活動に必要な事項は、「原子炉等規制法」第43条の3の24及び「実用炉規則」第92条第3項に基づき、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて実施する。また、品質<u>マネジメントシステム</u>に必要な事項は、「原子炉等規制法」第43条の3の22第1項、「実用炉規則」第69条及び第92条第3項に基づき、保安規定において品質<u>マネジメントシステム</u>計画を定めて実施する。</p>
<p>十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等（以下「維持管理対象設備」という。）は、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び<u>必要な機能に係る性能</u>を維持管理する予定である。</p> <p>これら維持管理対象設備の機能及び性能については、定期的に点検等で確認していく。</p> <p>なお、維持管理対象設備の維持管理に関しては、保安規定に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p>	<p>十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）は、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び性能を維持管理する予定である。</p> <p>これら性能維持施設の機能及び性能については、定期的に点検等で確認していく。</p> <p>なお、性能維持施設の維持管理に関しては、保安規定に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p>
<p>十四 廃止措置に係る品質保証計画</p> <p>廃止措置期間中における品質保証計画については、「原子炉等規制法」第43条の3の22第1項、「実用炉規則」第69条、<u>第70条、第71条</u>及び第92条第3項に基づき、保安規定において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画を定め、保安規定及び保安規定に基づく下部規程により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る方針とする。</p>	<p>十四 廃止措置に係る品質<u>マネジメントシステム</u></p> <p>廃止措置期間中における品質<u>マネジメントシステム</u>計画については、「原子炉等規制法」第43条の3の22第1項、「実用炉規則」第69条及び第92条第3項に基づき、保安規定において、社長をトップマネジメントとする品質<u>マネジメントシステム</u>計画を定め、保安規定及び保安規定に基づく下部規程により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る方針とする。</p>